

工事請負契約等に係る入札参加停止

工事関係者事故等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	池村建設株式会社	2週間
代表者氏名	代表取締役 天王沢 雄之	
本店所在地	島田市横岡 223-2	

3 入札参加停止の理由

静岡県島田土木事務所が発注した令和元年度（国）473号社会資本整備総合交付金（国道橋梁改築・一般）工事（地蔵峠3号橋A1橋台工）において、令和3年2月5日、安全管理の措置が不適切であったことにより、土砂の積込作業中に作業員1名（土砂運搬トラック運転手）が仮設構台の手すりと重機の間で挟まれて死亡する事故を生じさせたため。

4 停止期間の始期及び終期

令和3年3月16日から令和3年3月29日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第7号

措置要件	措置期間
県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4か月以内